

科研費等の競争的研究費の応募に関わる研究者番号の付与基準

佐久大学・佐久大学信州短期大学部

令和4年4月1日制定

1. 趣旨

佐久大学（以下「本学」という。）において、科研費等の競争的研究費に応募する全ての者は、一人ひとりが、本学の教育研究の理念と高い倫理観に基づき、法令や関係規則および学内の諸規程を遵守し、学術研究の適切なマネジメントに努め、広く地域社会に貢献するよう努めなければならない。これを踏まえて、研究者番号の付与基準を定める。

2. 付与資格

本学が、科研費等の競争的研究費の応募に関わる研究者番号を付与する者の要件は、以下のとおりとする。

- (1) 本学の専任の教員、特任教員、事務職員
- (2) 名誉教授、非専任の特任教員、客員教員、本学の研究および教育業務に専任以外の形で関わる者
- (3) 本学において研究費により雇用され、かつ研究活動を行うことをその職務に含む者

3. 付与条件

本学において、科研費等の競争的研究費の応募資格に関わる研究者番号を得ようとする者は、以下の条件を満たさなければならない。

- (1) 本学において研究に従事すること
- (2) 職務のうちの一定の割合を研究に従事することが、雇用契約上または身分上担保されていること
- (3) 研究成果の一部を本学あるいは本学の名において発表できること
- (4) 研究者としての高い倫理規範を常に維持し、誠実な態度で研究に従事することができることと認められること

4. 遵守事項

研究者番号を付与された者は、身分や雇用形態、就業状態の如何に関わりなく、本学が定める研究費の運営・管理および不正行為の防止等に関する規程を順守し、それらに基づく研修などの大学の指示に従わなければならない。

5. 取り消し

本学における付与資格を失った者、付与条件から大きな乖離が生じたとき、または本学が定める研究費の運営・管理ならびに不正行為の防止等に関する規程に抵触する著しい違反があった場合には、研究者番号の付与を取り消す。

6. 管理

本学が付与した研究者番号の管理は、研究支援室が総務課と連携して行う。

7. その他

本学と利益相反関係にある者には、研究者番号を付与しない。